（加算額対象者の届出）

第三十三条の四　法第三十条の二第四項の規定により同条第一項の請求があつたものとみなされた障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　加算額対象者の氏名、生年月日及び個人番号

2・3　（略）

第三十五条の二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～八　（略）

3　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～七　（略）

八　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号

九～十二　（略）

2～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により遺族基礎年金（同法附則第七十四条第六項の規定により遺族基礎年金とみなされるものを含む。）の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が引き続き受給権者である配偶者と生計を同じくしている旨

2～6　（略）

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号

二～五　（略）

2～4　（略）

（加算額対象者の届出）

第三十三条の四　法第三十条の二第四項の規定により同条第一項の請求があつたものとみなされた障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　加算額対象者の氏名及び生年月日

2・3　（略）

第三十五条の二　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　（略）

（新設）

二～八　（略）

3　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～七　（略）

八　加算額対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日

九～十二　（略）

2～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により遺族基礎年金（同法附則第七十四条第六項の規定により遺族基礎年金とみなされるものを含む。）の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　加算額対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者である配偶者と生計を同じくしている旨

2～6　（略）

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

（新設）

二～五　（略）

2～4　（略）